

## 労災保険指定医療機関の留意事項

都道府県労働局長が指定した労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、労災保険法において、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって傷病労働者に行うわけですから、その公的な労災医療の担当者としての諸制約があり、その請求方法等一定の取決めに従っていただくことになります。

具体的には「労災保険指定医療機関療養担当規程」に遵守していただかなければならない事項を定めています。

### 1 労災患者の療養を担当

労災保険における指定医療機関制度が、労災保険法によって傷病労働者に対して適切な療養の給付を行うために設けられている以上、当然のことです。

### 2 療養の給付請求書の処理（取扱要領）

「療養の給付請求書」（様式第5号、通勤災害については、様式第16号の3）は、請求を受けた労働基準監督署長としては、その患者が労災診療を受けることができる資格のある者であるか否かを見極めるための大切な書類になるものですから、指定医療機関としても取扱いについては、十分な配慮が必要です。

### 3 診療費の算定及び請求の方法

労災患者に療養の給付を行った指定医療機関が政府に対して請求する診療費の算定は、基本的には、健康保険診療報酬点数に準拠した取扱いがなされます。ただし、労災診療の特殊性に鑑み、厚生労働省では、日本医師会等の関係機関と協議して、一部、労災保険独自の算定基準を設けております。

### 4 療養（診療）の範囲

労災保険法第13条で、労災保険で給付される療養の範囲は、次のように定めています。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

であって、政府が必要と認めるものに限りです。

労災保険の診療点数は、「健保点数が基本」ではありますが、この「政府が必要

と認めるもの」とは、「療養上一般に必要と認められ、かつ、治療効果が一般的に認められるもの」と定められており、その意味するところは、ある特定の医師が、「この傷病にはこのような治療が必要である」と判断しさえすれば、保険給付の対象たる療養の範囲にすべて含まれるというものではないということです。

## 5 療養（診療）の期間

診療の期間については、その傷病について療養が必要な期間であり、療養の必要がなくなった場合でも、その後、再び療養を必要とするに至った場合は、「再発」として取扱われます。労災保険における治ゆ、再発は、次のように取扱われます。

### （1） 治 ゆ

労災保険で治ゆとは、療養中の患者の傷病の状態が固定し、引き続き診療の必要がないと認められるに至った時をいい、

イ. 負傷の場合は、創面がゆ着し、診察を継続しても医療効果が期待できない状態になったとき。

ロ. 疾病の場合は、急性症状が消退し、慢性症状は持続してもその症状が安定し、診療を継続しても医療効果を期待できない状態となったときが、治ゆの時期とされています。

特に留意すべき事項としては、患者の個人的な理由（例えば、元の職場に復帰することができない等）や、患者の自覚症状のみで、これに対し、他覚的（医学的）な根拠が明らかでない場合には、漫然と診察を継続することは認められていません。

### （2） 再 発

発症した傷病が、いったん治ゆと認定された傷病の再発であるためには、次のような要件が必要です。

イ. その症状の悪化と当初の業務上又は通勤による傷病との間に相当因果関係が認められること。

ロ. もとの傷病の治ゆ時の状態に比し、その症状が増悪していること。

ハ. 治療を加えることによって、医療効果が充分期待できるものであること。

## 6 労働基準監督署との連絡

療養の給付の請求をした者が、正当な理由もなく担当医師の診療に関する指示に従わない場合や、不正、又は不当な証明を強要した場合には、労働基準監督署に連絡し、適切な処置をとることが必要です。

## 7 労働局への届出

指定医療機関において次のような異動があったときは、速やかにその旨、内容を届出ることになっています。

- (1) 開設者（代表者）又は管理者に異動があったとき。
- (2) 名称又は所在地に変更があったとき。
- (3) 診療科目又は、病床数に変更があったとき。
- (4) 診療費振込みの「銀行名・口座・口座番号」を変更したとき。
- (5) 健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等（厚生局へ届出た施設基準を除く。）に変更があったとき。

(1)～(4)については、「診療様式第20・21号」を岡山労働局労働基準部労災補償課分室に提出して下さい。また、「診療様式第20・21号」は必要な場合は労働局労災補償課分室（086-206-1821）へ申し出ください。